

中央会の主な事業等活動予定（2月）

平成25年1月18日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
2/1	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉総合卸商業団地（協）	工業連携支援部
2/4	月	組管理者等講習会（組合決算講習会（千葉）） 対象：会員組合	工業連携支援部
2/5	火	連携組織活性化研究会 対象：千葉県自動車車体整備（協）	工業連携支援部
2/6	水	連携組織活性化研究会 対象：（協）柏駅東口中央商店街連合	商業連携支援部
2/7	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾（協）	商業連携支援部
2/7	木	組合後継者等育成事業（女性経営者等交流会） 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	経営支援部
2/8	金	組合青年部育成事業（青年部研究会） 対象：千葉市廃棄物リサイクル事業（協）	工業連携支援部
2/9	土	組合青年部育成事業（青年部研究会） 対象：（協）船橋トラックセンター	工業連携支援部
2/14	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部
2/14	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県測量設計補償（協）	工業連携支援部
2/15	金	連携組織活性化研究会 対象：送変電機器千葉（協）	工業連携支援部
2/19	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：（協）東金ショッピングセンター	商業連携支援部
2/19	火	中小企業団体情報連絡員会議 対象：会員組合情報連絡員	経営支援部
2/27	水	連携組織活性化研究会 対象：浦安魚市場（協）	商業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
2/13	水	地域組合等活動支援事業 海匝・銚子地域組合懇談会	工業連携支援部
2/20	水	組合事務局強化事業 対象：会員組合	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
2/8	金	平成24年度 ふさの国商い倶楽部 幹事会	商業連携支援部
■ 金融対策・支援			
2/12	火	金融懇談会（株商工組合中央金庫千葉支店）	工業連携支援部
■ 団体支援事業			
2/1	金	商業四団体合同新春講演会 商業四団体新春合同賀詞交歓会 〔千葉県商店街連合会、千葉県商店街振興組合連合会、千葉県共同店舗協議会、千葉県商業協同組合協議会〕	商業連携支援部
2/7	木	千葉県商店街振興組合連合会 広域連携事業 対象：江戸川台駅前商店街（振興）	商業連携支援部
2/7	木	千葉県商店街振興組合連合会 計画策定促進事業 対象：久留里商店街（振興）	商業連携支援部
2/7	木	千葉県中小企業団体レディース中央会 女性経営者等交流会事業	経営支援部
2/20	水	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第6回通常総会 及び 組合運営・企業経営研究会	工業連携支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成23年度組合後継者等育成事業（青年部交流会）			
対象組合等	千葉水産物仲卸協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	田谷 功	住所	千葉市美浜区高浜 2-2-1
	設立	昭和 52 年 1 月	業種	農畜産物・水産物卸売業
	会員	42名（平成24年3月末現在）		
テーマ	組合ホームページを用いた組合活動の活性化について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部（Tel.043-306-2427）			
専門家	有限会社草の実工房 すぎき印刷 取締役 鈴木 宏治			

背景と目的

千葉水産物仲卸協同組合（以下組合）は、千葉市中央卸売市場（以下同市場）内に出店する魚介類を中心に扱う仲卸業者の組合である。

千葉市による公設市場として昭和36年に千葉市問屋町に開設された後、需要の増大や施設の老朽化に伴い、昭和55年に稲毛海浜公園近くの湾岸地域に移設され現在に至っている。農産物を扱う青果部と、加工食品を扱う業者や飲食店等からなる関連棟、水産物部の3部門で構成されており、それぞれに事業協同組合が移設前後の時期に設立された。

中央卸売市場は、千葉県内には同市場と船橋市中央卸売市場が存在し、生鮮食料品等の消費上特に重要な都市及びその周辺地域に、地方公共団体が農林水産省の認可を受けて開設しており、現在では全国44都市に72市場がある。

同市場は卸売市場法および千葉市の業務規程に基づいて運営されており、一般商品とは異なり、鮮度が落ちやすく長期にわたる保存が難しい多種多様な生鮮食料品を

主に扱っている。比較的一定化している需要面に対し、天候や生産状況の影響を受けやすく生産者と消費者との調和が困難な生鮮食料品の安定した価格が見込めない生産面を緩和するために、生産者と小売業者の仲立ちをすることが市場の設立目的と定義されている。

日々の入荷数量・品質・天候及び消費者の動向を踏まえ、せり売、入札に際して商品の評価を行い公正な値段を決める価格形成（評価）機能があるが、流通システムや環境が変化していることは否めない。

仲卸業は、卸売業者から仕入れ、小売店・飲食業者等に販売するのが昔ながらの主な業態である。

しかし近年は、市場を介さない大型量販店・飲食店が増加しており、これに対抗すべく、各店独自では困難な、組合のスケールメリットと連携を活かした、インターネットによる情報発信を組合で行ってきた。

●東日本大震災で情報発信の

速報化・多様化が求められ…

平成22年度に組合のホームページは開設されていたが、組合と同市場の紹介が主であり、各組合員によるタイムリーな情報発信の場

とはなっていないかった。

その中で起きた東日本大震災。物流の停滞、飲料水や食料品の売り切れ、原発事故による風評被害等々、時々刻々と変化する市場からの情報発信が同市場にも多く求められた。

そこで、「市場を元気にする会」の若手メンバー（青年部）が中心となり、ホームページ委員会を再起動し、速報性と組合員自身からの情報発信が可能な新システム構築を目的に、後継者等育成事業として取り組んだ。

事業の活動内容

本事業は、以下5つの活動を、全4回の委員会を開催し行った。

①組合ホームページの現状把握

組合ホームページは、同市場の紹介と組合員の各店舗紹介ページがメインコンテンツとなっていた。各店舗紹介は写真を中心に、各店毎に1ページ存在し、更新は組合事務局員により行われてきた。また一部の組合員は外部に自社ホームページを所有したり、楽天市場などの他サービスを利用して物販を行っている。第一回の委員会は、実際に組合員のページを改めて閲



<http://chibauo.chibaweb.net>

覧することによる現状把握からスタートした。

② 他市場・他組合の動向調査

動向調査では日々変化している他市場や水産業者サイトのトレンドを把握することに務めた。

本事業に参加した組合員には大きな特徴が2点あった。

1つは、日頃は組合活動にあまり参加しない青年達が多く集まってきたこと。「親父じゃ解らないだろうから自分が来た」という事業承継予定者など、次世代の参加が目立った。

WEBページに関する動向調査は出張による視察が不要で、比較検討が容易であるのは想像に難くない。そのため、勤務時間が未明から深夜まで多様な青年部員ながら、多数の参加で検討することが

出来たのが2つ目の特徴であった。

③ 最新技術の検討と選定

本事業に並行するように、スマートフォン(スマホ)が普及し始めた。同時に、パソコン・携帯電話・スマホの活用による柔軟な情報発信のシステムが多く生まれた黎明期でもあった。第二回の委員会では、最新機器への対応性を的を絞り、直感的に使い、多くの組合員が活用できそうなシステムを中心に試用・検討してブログの導入を決定し、CMS(コンテンツ管理システム)を選定した。CMS自体は、フリーウェアとして無料で高性能なものが多く公開されている。しかし、組合にあったスタイルにカスタマイズやデザイン変更をしなければならぬ部分は外部に制作を委託した。

「フロー情報」と呼び、活用方法が異なり、それぞれを使い分けて活用すると効果的といった情報伝達に関する理論を学んだ。

④ 組合ブログ開設

これまでのホームページの更新は、組合事務局員によるものであったため、一定の公開情報チェックが機能してきた。だが「速報性のある、組合員自身からの情報発信」という本来の目的をふまえ、全組合員にブログ投稿用のIDとパスワードを発行した。

そこで第三回委員会では、投稿時のルール作りと、役員を中心とした運営管理分担、事務局への更新依頼マニュアル等を作成した。

⑤ ブログ投稿の講習会

開設当初は、本物と練習用で非公開の2つのブログを設置した。パソコンはもちろん、携帯やスマホからも写真などを手軽に投稿、閲覧できることを確認した。

事業の成果

平成24年の組合ブログには、年間3万1千の来訪者数がカウントされた。一日あたり実数で90人近くに閲覧されている。

同市場は、毎月第4土曜日に市

民感謝デーというイベントを開催し、一般市民にも開放されており、イベント前後は特にアクセスが多い。開催予告とお買得情報を発信し、報告と来場御礼は写真付きで掲載。来場とブログ閲覧がリンクしているため、これだけの閲覧者数が持続されていると思われる。

今後の事業展開・展望

ITは日々変わり続けている。本事業に取り組んだ平成23年は「ひとむかし前」になってしまった感否めない。その後、ソフト面ではツイッター、フェイスブック、ライン、クラウド。ハード面ではiPad、タブレット端末など様々に変化し続けている。次に何が登場し、必要なのか?など、予測は困難であろう。

一見、組合には無関係に思えるかもしれない。しかし組合として一番重要なことは、アンテナを高く張りめぐらし、老若男女の英知を集め、どんな変化にも対応できる体制づくりを日頃から行っておくことである。同市場には次の展開にいち早く対応できる組織が生まれつつある。

(鈴木宏治)

テーマ 共同仕入・共同購入

便利なWeb注文いつでもどこどこでも仕入上々!!

岡山青果食品商業協同組合

事務処理の効率化と高齢化する組合員の負荷軽減を目指し、ITを活用！組合員の商品確保と業務時間短縮を実現！

背景と目的

岡山市郊外には大型量販店、複合型のモールが多数出店されており、消費者は大規模量販店に流れ、いく状況にある一方、本組合員は中小零細企業、個人事業主が多くを占め、大型店との差別化・顧客囲い込み・仕入業務の改善・電子化の導入等もコストの問題により抑制されがちであるなど課題が山積している。そんな中、組合事業における「代表買事業」は、組合員の注文を組合が取り纏め、セリの代行を行うもので大型量販店の大量仕入から中小零細組合員を守るための重要な事業である。そこで、組合として組合員の負担軽減を目指し携帯電話とPCを活用

した管理システムを導入することになった。

事業の内容

IT化に対する認識について組合員の年齢及び事業規模に格差があり、特に小規模な組合員にはPCの導入がほとんどなされておらず、どこまで組合員が活用するのかわからない部分があった。そこで、どのようにしたら利用してもらえるか検討した結果、携帯電話の活用が大きなポイントになり、「いつでも・どこでも・手軽に」をうたい文句にシステム構築を進めていった。また、組合員向け市況情報やリアルタイムに入手し、適切な商品仕入に役立てることができるようになるだけでなく、その情報の一部を消費者向けとして公開することで地産地消や『食の安心・安全』をアピールする糸口とし、新たな顧客の囲い込みを目指した。

活動の成果

組合ではこれまで紙注文であったため、注文・請求の入力作業をしていたが、電子化により入力ミスもなくなり、処理時間を短縮したことで事務の効率化に繋がった上、購入商品が事前に把握できるので、組合として計画的な仕入ができるようになった。また、組合員は、自宅からインターネット注文（PC及び携帯電話）ができることで、早朝から組合に向いて注文する業務時間も確認できるようになった。この誰でも手軽に利用できるシステムを構築したことで、想定以上に組合員が活用するようになり、携帯電話を利用したことが高齢化した組合員の利用拡大に繋がる結果となっている。今後はこのシステムを普及させることで、更なる商品確保に繋げ、更に、組合員と取引先や消費者

を結びつけるような仕組みを構築し、組合員の販売先確保に繋がってほしい。また、組合は「八百屋のプ口集団」である自覚を持ち、いつ、何が「旬」の商品であるか消費者に対して伝えていきたい。



セリ会場の様子



事業スキーム

岡山青果食品商業協同組合

住所：〒702-8052

岡山市南区市場1丁目1番地

設立：昭和22年8月

出資金：4,380千円

電話：086-265-8088

URL：http://okayamashokumi.or.jp/

業種：青果物・食料品小売業又は卸売業者

組合員：146人

組合専従者：6人

組合 Q & A

理事全員が書面出席は可能か

理事は理事会に書面をもって出席することができる。理事全員が書面で出席した理事会も認められるか

総会は書面又は代理人による議決権の行使が可能です。理事会はどうでしょうか。

理事会も、あらかじめ通知のあった事項に限定されますが、書面での議決に参加できます。

それでは、理事全員が書面で議決に参加した理事会は認められるでしょうか。

事務所移転の登記の際に添付する理事会議事録を全員書面参加のものでよいかと、法務局に対して問い合わせたことがあります。

隣のビルに引越すだけの住所移転の議案だったので、そのために遠方からわざわざ理事に来てもらう必要もないと考えたからです。しかし、法務局の回答は「理事会は会議体が要求されているので、場所と時間は特定してください」

というものでした。なるほど、会議の場所と時間が決まっています、そこに理事が集まった状態は設定しなければならぬのだと納得したのを覚えています。

ということで、書面による理事会出席は可能ですが、全理事が書面で議決に参加することは許されませんでした。

【法改正後】

平成十八年の法改正で、理事全員が提案に同意すれば理事会決議があつたものとみなす、という規定が設けられました。(※)

- 条件は次の通りです。
- ① 定款に規定すること
 - ② 理事から理事会の議案の提案があること
 - ③ 理事全員が書面でこの提案に同意の意思表示をすること
 - ④ 理事会議事録を作成し保存すること
- (※) 商振法には、この規定はない。

以上の点をクリアすれば、全て書面による理事会の議決が可能です。

この制度は、全員の同意が条件になっています。不同意の理事がいたら議決とみなすことは出来ないうです。

反対者がいるなら、議論の場で

ある会議体を開かなければならず、全員が賛成ならば議論の場を設けなくてもよい、ということでしょう。理事会は、理事が集まって議論を尽くすのが本来の姿ですから、全員書面の場合「同意」が条件になるのは当然と考えられます。

【報告議案】

法改正により理事会に報告しなければならぬ事項が定められました。自己契約等については、理事会承認後も重要事項を理事会に報告しなければなりません。この報告は、理事全員に通知をすれば、理事会で報告しなくてもよいとされています。

ポイント

★理事全員の書面同意で理事会決議とみなす

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

- ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 定款・規約に関する正誤問題です。

【第1問】組合の「事業」の内容は、定款の絶対的必要記載事項である。

【第2問】中小企業組合法には「規約」に定めることができる事項として、①総会又は総代会に関する規定、②業務の執行及び会計に関する規定、③役員に関する規定、④組合員に関する規定、⑤その他必要な規定、以上5項目が明記されている。

【第3問】組合の定款・規約は、内部の規則であるから、組合員以外の者に見せる必要はない。

【第4問】組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、事務執行上の必要な内規については、「規定」を制定し、その制定・改廃を理事会の権限に属させることができる。

【第5問】「規程」は理事会で決定でき、「規約」は総会決議を要する。したがって、機敏に制定・改廃が必要なものを規程にし、長期安定的に使うルールを規約にするのがよい。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】×
（組合の定款・規約は、組合員だけでなく組合の債権者にも閲覧・謄写請求権がある。組合は、この請求があれば「正当な理由なく拒むことはできなく」とされているので、組合員以外の債権者にも見せなければならぬケースがある。）【第4問】○【第5問】×（「規約」とは、組合と組合員の間に規律する自治規範であり、組合の組織活動の基本的事項を定めた定款と同様に組合員を拘束するものである。したがって、総会で決める必要がある。「規程」は事務上の内規なので理事会で決めることができる。以上のように規約と規定は機敏な対応の要・不要で使い分けるものではない。）

テーマ

建設機械の出張修理サービスによる受注拡大

千葉県クレーン建設重機協同組合

賛助会員企業
協友建機株式会社

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のしやれしやれ。

当社は、大型クレーン、油圧ショベルといっ

た建設機械の修理・販売・リースの事業を展開しています。木更津市内に本社を置くほか、同市内に営業所一カ所、袖ヶ浦市に工場一カ所を擁しています。

現在、大手建設機械メーカーから指定修理工場の指定を受けるなど、建設機械等の修理が当社の中心的事業となっており、関東全域の建設機械トラブルに対応しています。

近年の経営状況は、着実に経常利益を計上するなど堅調と考えていますが、当社が得意とする建設機械修理の分野における新たな取り組みを展開し、今後もさらに経営の向上を図りたいと考えていました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『建設機械の出張修理サービスによる受注拡大』

2. 計画期間

▽平成23年1月～平成26年4月（4年計画）

3. 付加価値額の向上

▽計画時 8,140千円

▽計画終了時の目標伸び率

9,384千円（15・3%）

4. 内容

現場からの電話で注文を受け、出張修理サービスカーで現場に急行、その場で交換作業を実施する事業を計画しました。この取り組みにより、従来よりも飛躍的に短い交換作業時間と修理代金支出の抑制を同時に実現します。

新たな取り組みの特徴は？

【これまでの問題点】

一般に、建設機械の現場投入期間は30年程度で、この間に大型クレーン車やショベルカーなどの油圧ホースの損傷摩耗が起りやすく、現場でホース交換作業をせざるを得ないことが間々あります。

従来のホース交換作業は、交換用の新しい「ホースの製作」と「取り付け」の作業がそれぞれ専門特化しているため、交換作業に携わる業者が2社に及ぶことから、事業者同士のスケジュールが合わず時間ロスを生じるケースが多いのが現状です。結果的にホース交換作業に2日程度を要することとなり、この間は、現場作業が停止してしまうといった問題点がありました。

【新しい取り組みの特徴】

①ホース交換作業の時間短縮を実現

大手建設機械メーカーの指定修理工場としての経験から、当社では、摩耗したホースの「取り外し」「ホースの製作」「取り付け」工程を連続して実施できるため（ホース交換作業に携わる業者は県内に十数社あるものの、その殆どは、交換作業にのみ携わっているもので、当社のようにホースの製作と取り外し・取り付け（交換）の双方を実施できる能力を持つ業者はない）、ホース交換作業に要する時間を飛躍的に短縮（早いもので一時間程度）。その結果、現場作業の停止期間が2日程度から早いもので一時間程度にまで短縮されます。



▲建設現場で活躍する機械



▲サービスカー（車内）

▲油圧ホース製作専用サービスカー

②修理代金支出の抑制を実現

発注先が一社（当社）だけで済むため、これまでよりも安価で交換作業を提供できます。

今後の事業展開は？

出張サービスカーを試作し、この事業を試験的に実施したところ、建設現場で好評を得たため、本格的に事業を展開することとしました。

既存顧客の建設業者への個別訪問等による新事業のPRのほか、出張修理サービスカーの増車による新事業の体制強化、新事業に係る商標権取得など、今回の計画を通じ「スピード&サービス」の建設機械修理業者として躍進したい考えです。

社長の一言

弊社は建設機械重車輛の整備及び販売に25年間努力を重ねて参りました。

25年前の建設機械は故障が多く稼働の毎日でありましたが、最近ではメーカーの高度な技術において性能が進歩し、メンテナンスの需要

出張サービス修理

24時間対応

協友建機がホースサービスをはじめました！
あつ！重機故障！
すぐお電話を！

建設機械のスペシャリスト「マツハクくん」が
日常の定期点検～現場での
急なトラブルまで
24時間対応で駆けつけます！！

- ▶ 休日夜間や緊急時でも対応
- ▶ ホースバンクも現場対応
- ▶ 認証工場スタッフが急行
- ▶ 点検修理も出来ます！

▶ 詳しくはこちらから！

お電話1本ですぐ対応！ ▶ **0438-62-3410**

も限られております。

しかし、弊社が新たに取組んでおります油圧ホースメンテナンスにおいては、更に多くの拡大に繋がるものと思われまます。

今後も「よりスムーズにお客様の機械を稼働する」をモットーに地域に貢献出来るサービスを社員一丸となって取り組んで参ります。

中央会から

中央会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業の経営革新への取り組み・支援策について常時相談に応じております。また、必要に応じて職員や専門家を派遣し、経営革新計画の策定等のお手伝いを行っております。本会の会員組合構成員企業様におかれましては、ぜひお気軽にご相談ください。

◎経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部まで。 ☎04333063282



企業プロフィール

組合名：千葉県クレーン建設重機（協）
 企業名：協友建機株式会社
 代表者：木内 定雄
 所在地：木更津市東太田4-5-5
 電話番号：0478-97-0214
 資本金：10,000千円
 従業員数：19名
 業種：機械修理業
 E-mail：kyoyukenki@nifty.com
 U R L：http://www.kyoyu-kenki.com
 承認年月日：平成22年12月24日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成24年12月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要

【前月からの動き】

⇨ 前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4から6に増加。「減少した」業種は5のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から12に増加。「減少した」業種は8のまま変化なし。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は1から5に増加。「悪化した」業種は14から12に減少。

⇨ 前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4から3に減少。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は4のまま変化なし。「減少した」業種は15から17に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3から2に減少。「悪化した」業種は22から20に減少。

製造業

■ しょうゆ製造

【県内全域】

例年通り、年末需要があり好況であった。

■ 豆腐製造

【県内全域】

平成24年産国産大豆の第一回の入札が行われた。北海道・北陸産の取引が行われたが、比較的高値での落札だった。

■ 乳製品

【県内全域】

年末に向けて一部の量販店の活気ある販売が目立った。

■ 製材

【木更津】

南洋材、米材、ロシア材の輸入在庫の圧縮を図っている（12月各材種の輸入なし）。

■ 印刷

【県内全域】

受注売上は、11月と比較して若干悪化。衆議院選挙関連の仕事を政党・候補者・官庁から受注した企業は売上高も上向いた。

■ 生コン製造

【県内全域】

出荷の増加と価格の上昇圧力が強まっている。業界動向は、セメント道路舗装の開拓に本腰を入れている（アスファルトとの競争）。

■ 鉄工

【千葉】

足元の景気動向が本年9月以降の生産減少の流れの中で、依然として厳しい状況で推移しているこ

とから、景況悪化が鮮明に。

一方で、年明け後国内向けで政権交代に伴う新しい施策に対する期待と海外向けで海外経済改善に対する期待の声が高まっている。

■ 機械部品製造

【野田】

新内閣に期待しているが、製造業は先行き不安の状況。

■ 機械部品製造

【流山】

業種により年末年始の在庫調整のために受注量は増えている様子。電気料金が値上げになり、製造コストが増加、企業の負担は大きい。

■ 機械部品製造

【柏】

引き続き全体的に低調。先行き引き続き経済対策の期待感等12月初めとしてはマインドが好転？（ただし中小企業にはタイムラグ、実際の動きは？）

■ 金属製品製造

【船橋】

好調、好転と見られる動きが殆どない。やや低迷した状態で停滞。

■ 採石

【県内全域】

東京港では港湾整備が始まり、既に前年度総量を上回る岩石等の出荷が見込まれているが、工事の遅れが生じており数量は減少。

横浜港の南本牧コンテナターミナル整備事業での工事が見込まれるが、発注時期に遅れ。川崎港で

も港湾改良工事があるが数量が限定されている。

【土砂採取】

【県内全域】

採掘量は全体的に昨年より約14%減、引き続き県内全体の骨材需要は減少傾向が著しい。

地域的には、骨材需要が悪化の一途を辿っているところや需要が今後全く見込めないところが大半。一部には、需要動向が年末に向けて上向きになってきているところも見受けられるが、来年、新年度の状況は地域柄の出荷となりそうである。然程上がりそうもない。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】

【日用雑貨】厳冬の影響で使い捨てカイロの出荷が好調（前期比約15%増）【酒類飲料】業務用のビール、洋酒、日本酒とも出荷低調。ノンアルコール飲料は前年並。

【食肉卸売】

【千葉市他】

牛・豚共に、枝肉価格が好転。

【建築材料卸売】

【県内全域】

新政権への期待で、心理的には好転。補正予算、公共事業挺入れ期待、金融緩和での資金余力で倒産が当面免れる心配。典型的内需産業であるため、世界経済の流動化による影響は比較的小さいと想定。

円高の恩恵で原燃料が安くなりコストが好転。

【自動車解体】

【県内全域】

政権交代のタイミングで、為替が円安に振れたことと、スクラップ価格が持ち直したことが好材料だが、車両の動きは鈍い。

【乾物卸売】

【県内全域】

消費低迷状況は変わらない。新海苔の入札相場は、前年に比べ全国的に上物が弱含み。

「海苔購入金額日本一ありがとうキャンペーン」第1弾が終了。集計の後、効果分析を行う予定。

【総合卸売】

【茨原】

暮れの商戦も良くなかった。

【小売】

【柏】

気温の低下と共に、見切りに入った冬物衣料品を中心に売れているが、高額商品の動きは良くない。見切りに入る時期が年々早まり、収益状況は良くない。

【電気機器小売】

【県内全域】

11月に引き続き12月も大変厳しい。ただ先月より白物が動き出した。LED照明、エアコンが良く売れた。

【青果小売】

【千葉】

12月前半は、安値が続いていたが、後半に向けて高値となり、年

末商戦が戦いにくくなった。その結果、収益も取りきれなかった。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

相場は年末年始にかけ下落傾向で緩やかな相場変動となり、需要期の2月頃までは影響が続くと思われる。今後は、タマ不足も和らいでいくものと考えられる。中古車輸出は依然好調に推移、前年同月比でも増加している。

【小売】

【東金】

寒かったので冬物グッズの動きは良かった。食品等は若干減。ファッション関連は重衣料が売れていた。クリスマスが休日だったので、売上減であった。年末も年々、正月準備消費が減ってきている。

【小売】

【野田】

寒さを迎え冬物衣料に動きがあったが、前年比を上回れなかった。

【印鑑小売】

【県内全域】

営業売上は、昨年をオーバーするが、店売が年賀状印刷減少に伴うマイナスにより全体では微増。

【建設揚重】

【県内全域】

稼働率は好調が続いている。この状況がいつまで継続するかは不明。スポットは価格も上昇してきた。

【遊覧船】

【鴨川】

秋以降、前年比より落ち込んで

おり、先行きが見えない。打つ手がなく、手をこまねいている状況。

【一般廃棄物処理】

【千葉市】

前月よりも状況は良いものの、繁忙期にもかかわらず、前年同月同様、大きく売上増加につながるような業務量にはならなかった。

【学習塾】

【県内全域】

冬期講習の受講者数も前年度並。

【ソフトウエア】

【県内全域】

震災のあった前年に比べ収益は多少改善されているようであるが、企業間格差は広がっているように思える。

【建設】

【県内全域】

当連合会加入組合員の受注額は、5,411百万円であった。これは前月比で1,429百万円の減少、前年同月比でも675百万円の減少。

4～12月までの受注額は、67,360百万円、これは前年同月比で32,689百万円の増加であり、通年では増えている。

【貨物運送】

【野田】

前月比は改善したものの年末らしさの感じない年だった。

【輸出入】

【県内全域】

前月、前年同月は微増しているが、好景況感はない。

新たな交流と更なる結束 平成25年 中小企業団体千葉県新春交流会 開催

千葉県の「中小企業組合運動」ここにあり 県内中小企業団体関係者ら約六〇〇名が参集

本会は1月25日、市内のホテルニューオータニ二幕張において、「平成25年 中小企業団体千葉県新春交流会」を開催した。

同交流会は、組合等の発展に尽力された方々を称える「表彰式（第1部）」と「賀詞交歓会（第2部）」から成り、当日は、森田健作千葉

県知事をはじめとする多くの来賓

25年 中小企業団体千葉県新春交流

千葉県中小企業団体中央会



平成25年 中小企業団体千葉県新春交流会
あいさつをする坂戸会長

にご臨席いただく中、本会会員など約六〇〇名が参加した。

会場は終始熱気に包まれ、業種を越えた積極的な交流が図られるとともに、更なる連携強化・活路開拓への気運が醸成された。

表彰式（第1部）

同式典では、「千葉県中小企業団体中央会長表彰」として優良組合（5組合）、組合功労者（31名）、優良組合青年部（1組合）、組合事務局優良専従役員（7名）、千葉県中小企業団体中央会長感謝状（1名）の授与が行われた。

なお、受賞者は次の通り（敬称略）。括弧内は代表者、団体名など。

中央会長表彰

【優良組合】▽千葉県古紙加工処理協（新井勝夫）▽栄町建設協（高

野内勝幸）▽千葉県化粧品小売協（野平耕司）▽協八千代トラックセンター（浅野正敏）▽協千葉電設協会（田中宏幸）

【組合功労者】▽齋藤忠司（千葉県野田電気工業協）▽藤川浩志（千葉県味噌工業協）▽谷口貴光（松戸市一般廃棄物処理事業協）▽鈴木豊彦（千葉県菓子工業組合）▽石井栄（鎌ヶ谷市清掃事業協）▽

佐藤浩昭（千葉県クレーン建設重機協）▽大野光政（千葉市清掃事業協）▽青沼彰（協シー・ティー・テイ）▽野村嘉弘（いすみ清掃管理事業協）▽溝口了介（企オパールいなげ）▽高橋東（千葉県牛乳

商業組合）▽杉本恵子（企業組合労働船橋事業団）▽伊東實（千葉県商店街連合会）▽宮野重良（千葉県土砂事業協連合会）▽三橋正文（大久保商店街協）▽関塚弘行（船

橋総合卸商業団地協）▽加藤克美（館山市商業協）▽高石宏（市原鷹工業協）▽鏑木延克（千葉県レッ

カー事業協）▽鹿島清太郎（千葉県建設防水工事事業協）▽吉田俊夫（協光ヶ丘商店会）▽平山長次郎（船橋建設業協）▽北条正雄（江戸川台駅前商店街振興組合）▽森川文

明（千葉県板金工業組合）▽植草裕一（千葉銀座商店街振興組合）▽篠田好造（千葉県海苔問屋協）▽伊藤秀治（千葉県中央電気工業協）▽山本剛（千葉市下水管路維持協）▽勅使河原中（千葉県火災共済協）▽小林庸浩（袖ヶ浦造園協）▽柴田文成（千葉中央生コングリート協）

【優良組合青年部】▽茂原卸商業団地協（白井洋一青年部長）

【組合事務局優良専従役員】▽北崎純子（習志野市資源回収協）▽鈴木康夫（千葉県電気工事工業組合）▽海津保子（船橋市有価物回収協）▽小林和子（千葉県コンクリート製品協）▽戸野塚博文（千葉市書店協）▽早坂久美子（船橋総合建設協）▽川江君子（柏駅前通り商店街振興組合）

【千葉県中央会長感謝状】▽安藤孝（中小企業診断士）

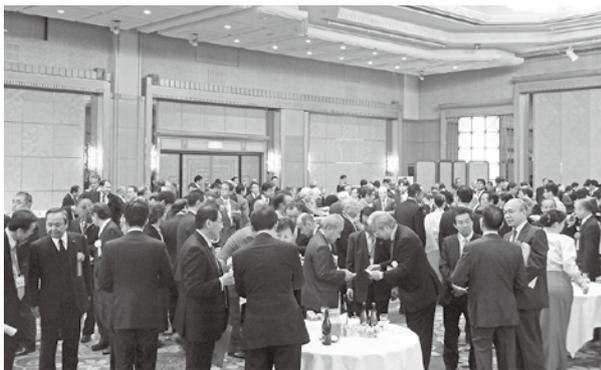
このほか、平成24年度「千葉のちから中小企業表彰」と、「第64回中小企業団体全国大会」で表彰された方々をご披露し、表彰式は盛会裏に終了した。



「表彰式」受賞者を代表し謝辞を述べる
千葉県味噌工業（協）の藤川理事長



平成25年 中小企業団体千葉県新春交流会
「表彰式」



「賀詞交歓会」
ご歓談・会場風景



「鏡開き」（左から）田中県議会議員、田嶋衆議院議員、
森田知事、坂戸会長、松野衆議院議員、阿井県議会議員

賀詞交歓会（第2部）



▲4足歩行ロボット



▲協調ロボット

その他、配管検査ロボット、壁面移動（窓ふき）
ロボット、階段移動ロボットのデモンストレーションを行った。

本年度の産学連携交流会では、
ロボット技術をテーマとして、千
葉工業大学 未来ロボティクス学
科の米田完教授、王志東教授より、
それぞれ研究技術の紹介と、ロボッ
トのデモンストレーションを行って
いただいた。

【米田完教授】▽歩行ロボット、車
輪型ロボットなど移動ロボット全
般の技術を研究されている。壁面・
天井面を移動できるロボットや配
管内の点検をするロボットなど、
人間の役に立つロボットの開発に
取り組まれている。
【王志東教授】▽ロボットの協調作
業を中心とした高度な技術を研究。
協調作業とは、ロボット同士、ロ
ボットと人間など、ロボットが相手
と連携して作業を行う場合、例えば
力を加減するなど、ロボット自身が
他者を理解して行動する技術。

産学連携交流会 開催

平成25年4月1日から

希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度（再雇用等）の対象者を限定できる基準の廃止
- 2 継続雇用制度（再雇用等）の継続雇用先が、自社だけでなくグループ内の他の企業まで範囲が拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定
（原則、希望者全員65歳までの雇用の確保が必要ですが、継続雇用されない場合の内容を規定）

継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなればなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



厚生労働省・千葉労働局・ハローワーク

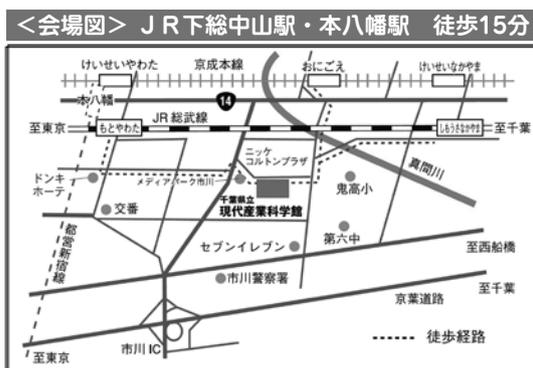
問合せは；千葉労働局（☎043-221-4392）・又は各ハローワークへ

http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2012/_104684.html

千葉のものづくり製品・技術展示会2013

県が認定した「千葉ものづくり認定製品」をはじめとする、県内中小企業の独創的で優れた製品・技術を紹介する展示会です。併催行事として、①ものづくり産業に関するセミナー、②デザインや経営に関する無料相談会も行います。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

- ◆開催期間 平成25年3月1日(金)～3日(日) 9時から16時30分
- ◆会場 千葉県立現代産業科学館 (市川市鬼高 1-1-3)
- ◆出展企業 県内ものづくり中小企業 約30社
- ◆入場料 無料 (現代産業科学館の常設展を見学する場合は、有料となります。)
- ◆お問合せ 千葉県商工労働部産業振興課 TEL 043-223-2718



簡単！適正処理クイックチェック

すべての排出事業者には産業廃棄物の適正処理が義務付けられています。

一つひとつの事業所の努力が、資源循環型社会の実現には欠かせません。産業廃棄物の適正処理や従業員の教育は経営者の務めです。まずは、下のチェックリストであなたの事業所の診断をしてみましょう。もし行き届いてないところがあればすぐに対処してください。

1. 事業所内に産業廃棄物を保管する場合は、掲示板の設置、囲いの設置、周辺への飛散流出の防止対策を行っている。
2. 産業廃棄物処理について、収集・運搬と処分をそれぞれ許可業者と書面にて委託契約を締結している。
3. 委託契約書には契約業者の許可証の写し等が添付してある。
4. 産業廃棄物を引き渡す際に、マニフェストを交付している。
5. 戻ってきたマニフェストの写しで契約書どおりに業者が収集・運搬・処分しているか確認している。
6. 交付したマニフェストの写し等を5年間保管している。
7. 毎年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況報告書を所管の行政庁に提出している。

マニフェストとは、産業廃棄物管理票のことで、排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための伝票です。排出事業者から収集運搬業者、処分業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、収集・運搬・処分の各工程が終了するごとに排出事業者に写しが戻り、適正処理を確認する仕組みになっています。なお、産業廃棄物協会等で複写式のものを購入することができます。

九都県市廃棄物問題検討委員会

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

本検討委員会ホームページ リサイクルスクエア (<http://www.re-square.jp/>) には、産業廃棄物の適正処理等に関する詳細情報を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。